

トヨタモビリティ中京利益相反管理方針

トヨタモビリティ中京は、お客様本位の業務運営を徹底し、保険募集業務と当社の兼業業務との間に生じ得る利益相反の適切な管理のため、本基本方針を示します。

基本方針

当社は、自動車販売・修理業および保険代理業を営むにあたり、お客様の信頼を最優先に考え、両業務における利益相反の発生を防止することを重要な責務と考えています。

当社は、以下の方針に基づき利益相反の防止に努め、公正透明な業務運営を実現します。

利益相反の定義

「利益行為」とは、とは、保険募集において、当社が自らの利益を得るためにお客様の利益を損なうおそれのある取引をいいます。

利益相反行為の主な例

「利益相反行為」とは、次のように、お客様の利益が損なわれるおそれのある行為をいいます。

- ・当社が利益を得るために、お客様の利益を害する場合
- ・当社の他の事業活動により、お客さまの利益が損なわれるおそれがある場合
- ・当社と取引先との関係によって、特定の商品などを優先してお客様にご案内すること
- ・保険会社から当社への過度な便宜供与により、特定の保険商品や保険会社の取扱いが実質的に優先されるおそれがある場合

利益相反防止のための取組み

- ①お客様に対し、公正かつ誠実な対応を行い、お客様の利益を最優先に考えた提案・サービスを提供してまいります。
- ②利益相反が発生する可能性がある場合には、速やかにお客様にその旨を説明し、必要に応じて同意を得ます。
- ③兼業業務は適切に分離し、業務遂行において利益相反が生じないよう管理いたします。
- ④社内において、利益相反防止の重要性を周知徹底の上、確実に指導いたします。
- ⑤当社の従業員が本方針を理解し、適切に対応していることを適宜に確認し、課題が認められた場合には速やかに課題の解消を図ります。

お客様の申し出に対して

利益相反に関する相談・苦情を受けた場合は、速やかに調査し、誠実に対応するとともに再発防止策を講じます。